

議案第9号

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

利根町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

(提案理由)

国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で進めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため提案する。

利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

利根町国民健康保険税条例（昭和38年利根町条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第5条関係） 国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額		別表第1（第5条関係） 国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額	
所得割	<u>100分の7.5</u>	所得割	<u>100分の6.0</u>
(略)		(略)	
別表第2（第5条の5関係） 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び税額		別表第2（第5条の5関係） 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び税額	
所得割	<u>100分の3.3</u>	所得割	<u>100分の3.0</u>
(略)		(略)	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。